宿泊約款

2012/6/1 制定
2023/6/1 改定

＜適用範囲＞		
第１条	1	当センターが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または、一般に確立された慣習によるものとします。
	2	当センターが、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。
＜宿泊契約の申込み＞		
第２条	1	当センターに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当センターに申し出ていただきます。 ①　宿泊者名 ②　宿泊日および到着予定時刻 ③　宿泊料金（原則として別表の基本宿泊料による） ④　その他当センターが必要と認める事項
	2	宿泊客が、宿泊中に前項第２号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当センターは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
＜宿泊契約の成立等＞		
第３条	1	宿泊契約は、当センターが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当センターが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
	2	申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第６条及び第１８条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第１２条の規定による料金の支払いの際に返還します。
	3	第２項の申込金を同項の規定により当センターが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当センターがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
＜申込金の支払いを要しないこととする特約＞		
第４条	1	前条第２項の規定にかかわらず、当センターは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しない事とする特約に応じることがあります。
	2	宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当センターが前条第２項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。
＜宿泊契約締結の拒否＞		
第５条	1	当センターは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。 ①　宿泊の申込みが、この約款によらないとき ②　満室（員）により客室の余裕がないとき ③　宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定・公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき ④　宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められたとき ⑤　宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき ⑥　宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し､暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求をしたとき、またはかつて同様な行為を行なったと認められるとき

		⑦　天災・施設の故障・その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき ⑧　暴力団・暴力団員・暴力団関係団体または、関係者、その他反社会的勢力であるとき ⑨　暴力団員に該当する者が役員となっている法人、その他の団体であるとき ⑩　暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき ⑪　宿泊しようとする者が泥酔し、または言動が著しく異常である等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき ⑫　宿泊しようとする者が著しく不潔な身体または服装をしているため、他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき ⑬　宿泊しようとする者に支払能力がないと明らかに認められるとき ⑭　宿泊しようとする者が、禁制品、その他お客様のご迷惑になる物の持ち込みまたは持ち込みをしようとするとき ⑮　旅館業法第５条東京都旅館業法施行例第 14 条の規定する場合に該当するとき
＜宿泊客の契約解除権＞		
第６条	1	宿泊客は、当センターに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
	2	当センターは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は、別表に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当センターが第４条第１項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当センターが宿泊客に告知したときに限ります。
	3	当センターは、宿泊客が連絡しないで宿泊日当日の午後１０時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を１時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は泊数に関わらず宿泊客により全て解除されたものとみなし、２日目以降の予約も含め請求等の処理をすることがあります。
＜当センターの契約解除権＞		
第７条	1	当センターは、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがことがあります。 ①　宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき ②　宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められたとき ③　宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し､暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求をしたとき、またはかつて同様な行為を行なったと認められるとき ④　天災・施設の故障・その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき ⑤　宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき ⑥　宿泊客が、チェックイン日に連絡なく不泊となったとき（連泊分含む） ⑦　暴力団・暴力団員・暴力団関係団体または、関係者、その他反社会的勢力であるとき ⑧　暴力団員に該当する者が役員となっている法人、その他の団体であるとき ⑨　暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき ⑩　宿泊客が泥酔し、または言動が著しく異常である等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき ⑪　宿泊客が著しく不潔な身体または服装をしているため、他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき ⑫　宿泊客に支払能力がないと明らかに認められるとき ⑬　宿泊客が、禁制品、その他お客様のご迷惑になる物の持ち込みまたは持ち

込みをしようとするとき
⑭　旅館業法第５条東京都旅館業法施行例第 14 条の規定する場合に該当するとき
⑮　寝室での寝たばこ、消防設備等に対するいたずら、その他当センターが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る）に従わないとき
⑯　その他宿泊客が当センターの定める利用規則に従わないとき

2　前各号の他、宿泊客がこの約款の定めに従わず当センターが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだに提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

＜宿泊の登録＞

第８条　1　宿泊客は、宿泊当日、当センターのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます
①　宿泊客の氏名、年齢、性別、住所および職業
②　外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
③　出発日および出発予定時刻
④　その他当センターが必要と認める事項

2　日本国内に住所を有しない外国人にあっては、旅券の呈示並びにコピー等をさせていただききます。

＜客室の使用時間＞

第９条　1　宿泊客が当センターの客室を使用できる時間は、到着日の午後２時から出発日の午前１０時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。

2　当センターでは、前項の規定に関わらず、客室が空いている場合に限り同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
（１）チェックインについては、正午以前はタリフ価格の５０％、午後２時より前はタリフ価格の３０％、午前１０時以前の場合は１日分の全額とします。
（２）チェックアウトについては、正午まではタリフ価格の３０％、午後２時までは５０％、午後２時以降の場合は、１日分の全額とします。

＜利用規則の遵守＞

第１０条　1　宿泊客は、当センター内においては、当センターが定めてセンター内に掲示した利用規則に従っていただきます。

＜営業時間＞

第１１条　1　当センターの主な施設等の営業時間は次の通りとします。
①　フロントサービス時間

（イ）	門　　限	チェックイン時	～２３：００
		滞　　在　　中	な　　し
（ロ）	フロントサービス	８：００～２３：００	

②　施設サービス時間

(A)	浴　　室	朝	６：００～９：００
		夜	１８：００～２４：００
(B)	会 議 室	９：００～２１：３０	
(C)	ホ ー ル	９：００～２１：３０	

2　前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

＜料金の支払い＞

第１２条　1　宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表に掲げるところによります。

2　前項の宿泊料金等の支払は、日本国政府の定める指定通貨により、宿泊客の到

		着の際または、当センターが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
	3	当センターが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
＜当センターの責任＞		
第１３条	1	当センターは、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし損害が当センターの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
	2	当センターは、消防法令に適合している宿泊施設として適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。
＜契約した客室の提供ができない時の取扱い＞		
第１４条	1	当センターは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
	2	当センターは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、この支払をもって損害賠償といたします。ただし、客室が提供できないことについて、当センターの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。
＜宿泊客の所持品に関する当センターの責任＞		
第１５条	1	当センターは宿泊客の所持品の滅失または毀損等が、当センターの故意または過失による場合のみ責任を負うものとします。当センターが損害を賠償する場合、損害賠償額は紛失時の公正市場価格または１０万円のいずれか低い額といたします。
	2	金銭、譲渡可能証券、宝石、重要書類等の貴重品のお預かりはいたしません。
＜宿泊客の手荷物または携帯品の保管＞		
第１６	1	宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当センターに到着した場合は、その到着前に当センターが了解した時に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
	2	宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当センターは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め７日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
＜駐車の責任＞		
第１７条	1	宿泊客が当センターの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託如何にかかわらず、当センターは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。
＜宿泊客の責任＞		
第１８条	1	宿泊客の故意または過失により当センターが損害を被った時は、当該宿泊客は当センターに対し、その損害を賠償していただきます。
＜免責事項＞		
第１９条	1	当センター内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に対し当社が不適切と判断した行為につきましては、ただちに中止していただきます。なお、コンピューター通信により当社および第三者に損害が生じた場合に対し、その損害を賠償していただきます。

＜支配する国語＞		
第２０条	１	本約款は日本語と英語で作成されていますが、日本文と英文の間に不一致または相違があるときは、全て日本文によるものとします。
＜裁判管轄および準拠法＞		
第２１条	１	本約款による宿泊契約およびこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、専ら当センターの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

◎　宿泊料金等の内訳

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①　基本宿泊料　（室料）
	追加料金	②　付帯設備の利用料金
	税　金	③　消費税 ④　税額の算出は１円単位とし円未満切り捨て

備考　１）税法が改定された場合は、その改訂された規定によるものとします。

◎　違約金

契約申込人数			契約解除の通知を受けた日					
			不　泊	当　日 (10:00~)	当　日 (~10:00)	前　日	２~６日前	７日前~ １ヶ月前
一　般	１～　９名	宿泊料	１００％	１００％	５０％	５０％	－	－
団　体	１０名または ５室以上	総人数の 20%未満	１００％	１００％	１００％	５０％	２０％	－
		総人数の 20%以上	１００％	１００％	１００％	５０％	３０％	５００円／１名